資料②

第３次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和７年度「行政の取組」の評価及び
令和８年度「行政の取組」の計画

凡例

「年度」の区分

検討	:検討するもの
実施	:実施するもの
一部	:一部実施するもの
完了	:完了したもの

「評価」の区分

◎	:計画の目標を達成した
○	:概ね計画を達成した
△	:計画どおりに実施できなかった
－	:本年度は該当施策はなかった

自主評価結果

評価	具体的な取組数
◎	109
○	1
△	2
－	2
合計	114

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和7年度「行政の取組」の評価及び
令和8年度「行政の取組」の計画

＜基本目標1＞福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1　福祉サービスを利用しやすい環境づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
				6	7	8	9	10						
1	1	（1）－①情報提供の充実	情報を届ける対象（年齢層等）を考慮した上で、町広報紙やパンフレット、インターネット等の中から適切な媒体を選択し、内容についても分かりやすいものとするよう努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に、介護予防や福祉サービスに関する記事（参加者の声や教室の様子など、人に焦点をあてた内容）を掲載します。 ◆町ホームページ、広報紙記事、各種チラシ作成にあたっては、写真やイラスト等を活用し、読みやすいものとなるようにします。また、芦屋町公式LINEやdボタン広報誌も活用します。	福祉課(高齢者支援係)	◆広報紙9月号で、地域交流サロンを紹介する記事を掲載し、未参加の人が参加するきっかけづくりとしました。 ◆広報紙の記事については、写真やイラストを活用して、興味が沸く内容にしました。また、ホームページやチラシについては、なるべく平易な文章を心がけ、読みやすい内容となるようにしました。その他、芦屋町公式LINEやdボタン広報誌で周知しました。	◎	◆今後も広報紙等を活用し、介護予防等について積極的に周知するため、発信する内容に応じて、適切な媒体を選択する必要があります。	◆広報紙に、介護予防や福祉サービスに関する記事（参加者の声や教室の様子など、人に焦点をあてた内容）を掲載します。 ◆町ホームページ、広報紙記事、各種チラシ作成にあたっては、写真やイラスト等を活用し、読みやすいものとなるようにします。また、芦屋町公式LINEやdボタン広報誌も活用します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆各制度について、町ホームページで周知を行いました。また、窓口対応時には、障がい者福祉のしおりやパンフレットを用いて適切な情報提供を行いました。	◎	◆各制度について、町ホームページや福祉のしおりで周知を行いました。必要に応じ周知方法の見直しを行い、分かりやすく情報提供を行うことが必要です。	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆毎月の広報紙に子育て支援センターたんぽぽのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載します。 ◆広報紙に一時預かり事業や病児・病後児保育事業など子育て支援に関する情報を随時掲載します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆毎月の広報紙に子育て支援センターのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載しました。 ◆広報紙に一時預かり事業や保育所・幼稚園・認定こども園のイベント等の記事を掲載しました。	◎	◆引き続き、広報紙や町ホームページに子育て支援センターのイベント等の記事を掲載する必要があります。 ◆広報紙に一時預かり事業や保育所、幼稚園、認定こども園のイベント等の記事を掲載する必要があります。 ◆年１回程度、広報紙に病児・病後児保育事業について掲載する必要があります。	◆毎月の広報紙に子育て支援センターたんぽぽのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載します。 ◆広報紙に一時預かり事業や病児・病後児保育事業など子育て支援に関する情報を随時掲載します。
2	1	（1）－①情報提供の充実	福祉サービスを必要とする人に積極的に情報提供できるよう、地域の既存組織や団体、事業所等を通じた福祉サービスの周知に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員、介護サービス事業者等に高齢者福祉サービスを紹介し、福祉サービスが必要な人が利用できるよう案内します。	福祉課(高齢者支援係)	◆民生委員児童委員協議会の定例会及び介護サービス事業者等連絡会で、町の福祉サービスを紹介し、必要な人が利用できるよう周知しました。 ◆介護サービス事業者等に対して必要に応じて、適宜、福祉サービスの周知を行いました。	◎	◆民生委員児童委員協議会や介護サービス事業者等連絡会等を通じて、引き続き福祉サービスの周知をする必要があります。	◆民生委員・児童委員、介護サービス事業者等に高齢者福祉サービスを紹介し、福祉サービスが必要な人が利用できるよう案内します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆サービスを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所（みどり園、まつかぜ荘）及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆指定特定相談支援事業所に対し、サービス等の情報提供を行いました。 ◆民生委員・児童委員の一斉改選後に、定例会で障がい者福祉のしおりを用いて、障害者手帳の制度及び障害福祉サービスに関する勉強会を開催する予定にしていましたが、開催することはできませんでした。	△	◆指定特定相談支援事業所に対して、積極的に情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員が適切な支援を行えるよう、適宜、障害福祉サービスに関する勉強会を開催し、知識の向上を図ることが必要です。	◆サービスを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所（みどり園、まつかぜ荘）及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、新たな制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆町ホームページにて保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターの各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知しました（常時掲載）。	◎	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを引き続き周知する必要があります。	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、新たな制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知します。
3	1	（1）－①情報提供の充実	地域包括支援センター、子育て支援センター及び保育所等、福祉サービスに関する情報提供や相談に応じる窓口の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆各種の事業を通じて、地域包括支援センターの職員が住民と顔を合わせる機会を増やすことで、地域包括支援センターがより多くの住民に認識されるよう努めます。 ◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口に配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付します。	福祉課(高齢者支援係)	◆広報紙1月号で、芦屋町地域包括支援センターを紹介する記事を掲載し、相談窓口の周知を行いました。 ◆窓口対応や訪問、イベントの際に地域包括支援センターのチラシを配布しました。 ◆地域交流サロンに出向き、地域包括支援センターがより認識されるよう努めました。 ◆福祉サービスガイドを窓口に配置し、サービス利用についての相談があった際などに活用しました。	◎	◆広報紙等を活用し、地域包括支援センターが高齢者やその家族の身近な相談窓口であることを積極的に周知する必要があります。	◆各種の事業を通じて、地域包括支援センターの職員が住民と顔を合わせる機会を増やすことで、地域包括支援センターがより多くの住民に認識されるよう努めます。 ◆福祉サービスの相談窓口や介護サービス事業者等の一覧が掲載された福祉サービスガイドを窓口に配置し、必要に応じて転入者や相談者等に配付します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆窓口等での相談受付時に、指定特定相談支援事業所（みどり園、まつかぜ荘）の案内を行います。 ◆相談窓口について町ホームページや障がい者福祉のしおりに掲載し、周知を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆一般相談（みどり園、まつかぜ荘）について、障がい者福祉のしおりに掲載し、手帳交付時や相談者に対し周知を行いました。 ◆相談支援事業所や障がい者（身体・知的）に関する相談員について、町ホームページに掲載し周知を図りました。	◎	◆障がいのある人が必要な時に相談できるように、相談窓口について今後も周知していくことが必要です。	◆窓口等での相談受付時に、指定特定相談支援事業所（みどり園、まつかぜ荘）の案内を行います。 ◆相談窓口について町ホームページや障がい者福祉のしおりに掲載し、周知を図ります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所等利用、子育て支援センター、子育て支援事業などの周知記事を広報紙に掲載します。 ◆こども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆毎月の広報紙に子育て支援センターのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載しました。 ◆広報紙に一時預かり事業の紹介（年2回）や保育所・幼稚園・認定こども園のイベント等の記事（年4回）を掲載しました。 ◆町ホームページにてこども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、虐待通告や相談内容に応じて紹介しました（常時掲載）。	◎	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを引き続き周知する必要があります。	◆保育所等利用、子育て支援センター、子育て支援事業などの周知記事を広報紙に掲載します。 ◆こども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和7年度「行政の取組」の評価及び
令和8年度「行政の取組」の計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
4	1	（1）－①情報提供の充実	社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、身近な相談支援に携わる機関や人についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人憩の家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施を通じて、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。 ◆生活困窮の相談を社会福祉協議会につなげたり、家族が遠隔地におり日頃の見守りが必要な高齢者の情報を民生委員と共有するなどします。	福祉課(高齢者支援係)	◆老人憩の家の指定管理や配食サービス事業等の住民と緊密な関係づくりに資する業務を委託するとともに、生活支援コーディネーター業務の一環として、偶数月の広報紙に連載記事を掲載し芦屋町社会福祉協議会の認知度向上に努めました。 ◆広報紙4月号に社会福祉協議会が実施している生活困窮者緊急食糧等支援の紹介記事を掲載しました。 ◆避難行動要支援者名簿や65歳以上高齢者名簿の提供等を通じて、民生委員と情報の共有を行いました。	◎	◆芦屋町社会福祉協議会については、特に若年層での認知が広がっていないことがアンケート結果で分かっているため、どのような啓発が必要か、検討を行う必要があります。	◆老人憩の家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施を通じて、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。 ◆生活困窮の相談を社会福祉協議会につなげたり、家族が遠隔地におり日頃の見守りが必要な高齢者の情報を民生委員と共有するなどします。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙及び町ホームページで、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介及び活動内容について周知します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆広報紙5月号及び町ホームページで、民生委員・児童委員の紹介（顔写真入り）及び活動内容について掲載し、周知しました。	◎	◆広報紙、町ホームページの掲載内容について、記事の拡充、内容の見直し等を行い、充実していくことが必要です。 ◆欠員地区（R7年度末：6地区）の解消を図るため、引き続き、区長会で推薦依頼をしていくことが必要です。	◆広報紙及び町ホームページで、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介及び活動内容について周知します。
5	1	（1）－②相談支援体制の整備、充実	どこに行けば相談できるか、誰に相談できるのかを分かりやすくするため、各種相談窓口や相談支援に携わる人の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆認知症に関する相談窓口を町ホームページに掲載し周知します。相談内容に応じて、認知症啓発資料等を住民に配付します。 ◆介護サービスの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会について、ポスターや町ホームページにより周知します。	福祉課(高齢者支援係)	◆認知症に関する相談窓口や認知症地域支援推進員の配置について町ホームページに掲載し周知しました。また、認知症の相談機関等を掲載した認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）を窓口に配置し、相談に応じて配付しました。 ◆介護サービスの利用者や家族からの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会について、窓口に案内を掲示するとともに、介護予防支援契約書内に記載し周知しました。	◎	◆認知症に関する相談は今後さらに増えると予想されるため、広報紙等を通じて相談窓口を周知する必要があります。	◆認知症に関する相談窓口を町ホームページに掲載し周知します。相談内容に応じて、認知症啓発資料等を住民に配付します。 ◆介護サービスの苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会について、ポスターや町ホームページにより周知します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいに関する相談窓口であるみどり園やまつかぜ荘について、継続してホームページや障がい者のしおりで周知します。 ◆障がい（身体障がい・知的障がい）に関する相談員について、継続して町ホームページや障がい者のしおりで周知します。 ◆精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載します。 ◆民生委員・児童委員について、広報紙及び町ホームページで紹介し、周知を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆相談支援事業所について、町ホームページや障がい者福祉のしおりに掲載し、周知しました。 ◆障がい者（身体・知的）に関する相談員について、町ホームページ及び障がい者福祉のしおり掲載し、周知をしました。 ◆精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載しました。 ◆民生委員・児童委員について、広報紙5月号及び町ホームページで紹介し、周知を図りました。	◎	◆広報紙や町ホームページの掲載内容について、必要に応じ内容の見直しを図る必要があります。	◆障がいに関する相談窓口であるみどり園やまつかぜ荘について、継続してホームページや障がい者福祉のしおりで周知します。 ◆障がい（身体障がい・知的障がい）に関する相談員について、継続して町ホームページや障がい者福祉のしおりで周知します。 ◆精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載します。 ◆民生委員・児童委員について、広報紙及び町ホームページで紹介し、周知を図ります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。 ◆町ホームページで、子育て支援センターや子育て支援センターでの行事等を紹介します。 ◆こども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆毎月の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載しました。 ◆町ホームページで、子育て支援センターや子育て支援センターの毎月の行事予定等を紹介しました。 ◆こども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介しました。	◎	◆広報紙に子育て支援センターの記事を、引き続き掲載する必要があります。 ◆町ホームページで、子育て支援センターや子育て支援センターでの行事等を引き続き紹介する必要があります。 ◆こども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ引き続き紹介する必要があります。	◆広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。 ◆町ホームページで、子育て支援センターや子育て支援センターでの行事等を紹介します。 ◆こども家庭センター、子育て支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和7年度「行政の取組」の評価及び
令和8年度「行政の取組」の計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
6	1	（1）－②相談支援体制の整備、充実	福祉サービス利用についての相談や、サービスの苦情対応まで幅広く対応できるよう、役場の相談窓口を担当する職員の対応力向上に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆認知症地域支援推進員の現任者研修に参加し、相談対応力の向上及び相談支援の体制整備に努めます。 ◆県などが開催する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。 ◆研修で得た知識を課内で共有し、組織として対応できる体制を整えます。	福祉課(高齢者支援係)	◆認知症研究・研修センターが開催する認知症地域支援推進員の現任者研修に1名参加し、認知症への理解を深めるとともに、認知症に関する相談の支援体制を整えました。 ◆県主催の成年後見制度等に関する研修会で得た内容を課内共有し、職員の資質向上に努めました。	◎	◆引き続き研修会等に積極的に参加し職員の資質向上させる必要があります。	◆認知症地域支援推進員の新任者研修に参加し、相談対応力の向上及び相談支援の体制備に努めます。 ◆県などが開催する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。 ◆研修で得た知識を課内で共有し、組織として対応できる体制を整えます。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいに対する相談に適切に対応できるよう、各種研修会に参加します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆行政職員精神保健福祉業務研修会に参加し、相談スキルの向上に努めました。	◎	◆相談を受ける職員の資質向上を図ることが必要です。	◆障がいに対する相談に適切に対応できるよう、各種研修会に参加します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆相談に適切に対応できるよう研修会などに積極的に参加し、対応力の向上に努めます。	健康・こども課（子育て支援係）	◆虐待関連の研修に参加しました。（延べ7回）	◎	◆相談に適切に対応できるように研修会などに積極的に参加し、対応力の向上に努める必要があります。	◆相談に適切に対応できるように研修会などに積極的に参加し、対応力の向上に努めます。
7	1	（1）－②相談支援体制の整備、充実	相談支援に携わる人や福祉サービス事業所が参加できる研修の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部や芦屋町介護サービス事業者と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、ケアマネジメント研修を開催しました。 ◆芦屋町介護サービス事業者等連絡会では介護支援専門員の資質向上を図るため、8月に業務継続計画（BCP）の研修、2月に身体的拘束及び虐待防止の研修を開催しました。	◎	◆引き続き芦屋町介護サービス事業者等連絡会における研修会の開催を支援する必要があります。	◆芦屋町介護サービス事業者と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆県社会福祉協議会などが主催する研修会を案内します。 ◆県が主催する事業所向けの研修会を福祉サービス事業所に案内します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆相談支援事業所向けの研修について、町内の相談支援事業所（みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘）に周知しました。	◎	◆引き続き研修会の案内を行い、相談を受ける職員の資質向上を図ることが必要です。	◆県社会福祉協議会などが主催する研修会を案内します。 ◆県が主催する事業所向けの研修会を福祉サービス事業所に案内します。
8	1	（1）－②相談支援体制の整備、充実	必要に応じて家庭訪問等を行い、相談ニーズの掘り起こしや窓口に来ることが困難な人への対応、相談支援の充実に努め、関係機関と連携し対応します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆窓口に来ることが困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対して、職員が個別訪問し、相談対応や介護認定の申請を受付ました。 ◆町の福祉サービスの利用を希望する人に対して職員が訪問して生活状況を確認し、適切なサービスにつながるよう努めました。	◎	◆引き続き相談者の状況に応じて個別訪問等の対応をする必要があります。	◆来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカー、一般相談支援事業所（みどり園、まつかぜ荘）、支援団体等と連携して対応します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆ひきこもりの方の安否確認にケースワーカーや支援団体と連携をとり、家庭訪問や今後の対応等について協議を行いました。（9回/年）	◎	◆ひきこもりの方に対するアプローチの方法について、引き続きケースワーカーや支援団体と連携をとり、対応することが必要です。	◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカー、一般相談支援事業所（みどり園、まつかぜ荘）、支援団体等と連携して対応します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し対象者の状況に応じ、訪問などを行います。	健康・こども課（子育て支援係）	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し対象者の状況に応じ、訪問などを行いました。（R7年度末　芦屋町要保護児童対策地域協議会登録児童数25人）	◎	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し対象者の状況に応じ、訪問などを引き続き行う必要があります。	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し対象者の状況に応じ、訪問などを行います。

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和7年度「行政の取組」の評価及び
令和8年度「行政の取組」の計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
9	1	（1）－②相談支援体制の整備、充実	専門性の高い相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を進めていきます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県弁護士会北九州部会に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談を実施します。 ◆福祉事務所と、家庭状況・生活状況・医療機関への受診情報・医師の指示・既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。 ◆遠賀中間医師会等、他の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行います。	福祉課（高齢者支援係）	◆福岡県弁護士会北九州部会に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談を3回実施しました。 ◆福祉事務所と連携し相談対応を行いました。 ◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部が主催する業務継続計画（BCP）の研修に5月参加し、介護支援専門員の相談資質の向上に努めました。 ◆福岡県介護支援専門員協会が開催したハラスメント対策研修に参加し、情報交換を行いました。	◎	◆引き続き関係機関と連携し、相談支援をする必要があります。	◆福岡県弁護士会北九州部会に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談を実施します。 ◆福祉事務所と、家庭状況・生活状況・医療機関への受診情報・医師の指示・既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。 ◆遠賀中間医師会等、他の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆必要に応じて、相談支援専門員や事業所、医療機関と情報交換や連携を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆対応が難しい事例に対して、相談支援専門員や事業所、医療機関、学校等と情報交換や連携を図りました。	◎	◆関係機関と情報交換や連携を図り、相談対応を充実させる必要があります。	◆必要に応じて、相談支援専門員や事業所、医療機関と情報交換や連携を図ります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し連携を行います。	健康・こども課（子育て支援係）	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を図りました。（R7年度末　芦屋町要保護児童対策地域協議会登録児童数25人）	◎	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を引き続き行う必要があります。	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し連携を行います。
10	1	（1）－②相談支援体制の整備、充実	必要に応じて関係各課で情報共有を行い、複合的な生活課題を抱える人の相談に、各課が連携して対応する体制の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係者間の情報共有や連携を図ります。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。	福祉課（高齢者支援係）	◆高齢者虐待について、個別ケース会議を開催する事案はありませんでしたが、関係者間で情報共有を行いました。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めました。	◎	◆引き続き関係各課と連携し相談支援をする必要があります。	◆必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係者間の情報共有や連携を図ります。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆芦屋町要保護児童対策地域協議会に参加し、情報共有を図ります。 ◆障がいのある人やその家族の問題については、各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆芦屋町要保護児童対策地域協議会（健康こども課、学校教育課、福祉課、児童相談所等関係機関）に参加し、情報共有を行いました（3回/年）。 ◆障がい児通所支援を受けている問題家庭等については、健康・こども課や学校教育課と情報共有を行いました。また、障がい福祉サービスと介護保険サービスを利用している方についても、介護保険事業所と情報共有を行い、サービス支給量を検討しました。	◎	◆障がい児通所支援及び生活保護を受けている家庭等については、今後も健康・こども課や学校教育課及び児童相談所等の関係機関と情報共有を行い、適切なサービスにつながるようにする必要があります。	◆芦屋町要保護児童対策地域協議会に参加し、情報共有を図ります。 ◆障がいのある人やその家族の問題については、各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆こどもの育ち、こどもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、子ども支援オフィス、学校、保育所などの関係機関と連携して支援を行います。	健康・こども課（子育て支援係）	◆相談を受けた際、相談者の状況や困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、子ども支援オフィス、学校、保育所などの関係機関と連携して支援を行いました。	◎	◆こどもの育ち、こどもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、子ども支援オフィス、学校、保育所などの関係機関と連携して支援を引き続き行う必要があります。	◆こどもの育ち、こどもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、子ども支援オフィス、学校、保育所などの関係機関と連携して支援を行います。
11	1	（1）－②相談支援体制の整備、充実	成年後見制度の利用が必要な人が制度を適切に利用できるよう、関係機関・団体と協力して、相談に応じる体制の整備を行い、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆成年後見制度利用促進のため中核機関を通じて、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知をします。 ◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。	福祉課（高齢者支援係、障がい者・生活支援係）	◆町ホームページや広報紙5月号で成年後見制度について紹介するとともに、町が委託している北九州市成年後見支援センター（中核機関）の相談窓口について周知しました。 ◆法律専門職の支援が必要と思われる人に法テラス等のチラシを配付し、関係機関に繋げました。	◎	◆中核機関と連携し成年後見制度の利用促進に努める必要があります。 ◆相談者が必要としている制度について、中核機関を通じて引き続き支援を継続していく必要があります。	◆成年後見制度利用促進のため中核機関を通じて、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知をします。 ◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。

2 福祉サービス向上の仕組みづくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度 計画	所管課（係）	令和7年度 取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度 計画
12	1	(2)－①福祉サービスの充実	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆第9期高齢者福祉計画（R6～R8年度）の推進のため、地域包括ケア推進委員会において、前年度事業評価と現年度事業計画の審議を行います。 ◆第10期計画策定に向けて、高齢者を対象としたアンケートを実施します。	福祉課(高齢者支援係)	◆地域包括ケア推進委員会を2回開催し、計画に基づいた関係各課係の事務事業評価及び事業計画を審議することで、PDCAサイクルにより計画を推進しました。 ◆第10期計画策定にあたり、2月に65歳以上の住民1,500人に対してアンケートを実施しました。	◎	◆引き続き、福岡県や福岡県介護保険広域連合と連携しながら、計画的な高齢者福祉施策が実行されるよう取り組む必要があります。	◆第9期高齢者福祉計画（R6～R8年度）の推進のため、地域包括ケア推進委員会において、前年度事業評価と現年度事業計画の審議を行います。 ◆第10期計画の策定に向けたプロセスを実行します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障害福祉計画の目標に掲げている各種項目について、障害福祉計画推進委員会においてPDCAサイクルによる計画の推進を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆障害福祉計画に計上した施策の実施状況をPDCAサイクルに基づき、点検や評価を行いました。また、障害福祉計画推進委員会において、計画の進捗状況を報告しました。	◎	◆現計画の評価・検証を行い、計画的に施策の推進を行うことが必要です。	◆障害福祉計画の目標に掲げている各種項目について、障害福祉計画推進委員会においてPDCAサイクルによる計画の推進を図ります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆芦屋町こども計画（R7年度～R11年度）に基づく各種事業（学童クラブ事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業など）を実施します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆芦屋町こども計画（R7年度～R11年度）に基づく各種事業（学童クラブ事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業など）を実施しました。	◎	◆芦屋町こども計画（R7年度～R11年度）に基づく各種事業（学童クラブ事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業など）を継続的に実施する必要があります。	◆芦屋町こども計画（R7年度～R11年度）に基づく各種事業（学童クラブ事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業など）を実施します。
13	1	(2)－①福祉サービスの充実	遠賀郡四町・中間市による遠賀中間地域障がい者支援協議会の活動を通して、障がい福祉に関わる近隣市町との連携を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆遠賀郡四町・中間市による遠賀中間地域障がい者支援協議会において、研修会や事例検討会等を開催し、事業所間の情報共有や意見交換の場を提供します。 ◆「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて、遠賀郡四町・中間市、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、医療機関等の関係機関で連携し、遠賀　中間圏域で可能な取組内容について協議を行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆事業所間での意見交換や情報共有を図るため、遠賀中間地域障がい者支援協議会で以下の取組を行いました。 ・事業所間での情報共有を図るため、専門部会を開催（4月） ・強度行動障がいについての研修会及び意見交換会を実施（10月） ・事業所間での情報共有を図るため、定例会を開催（2月） ◆宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町（中間市・遠賀郡）で意見交換や情報共有を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組について勉強会を行いました。	◎	◆地域生活支援拠点等において、情報共有や意見交換の場を設け、事業所間での連携を図ることが必要です。 ◆宗像・遠賀保健福祉環境事務所、医療機関や事業所等の関係機関、一市四町（中間市・遠賀郡）において、遠賀　中間圏域で可能な取組内容について協議を行う必要があります。	◆遠賀郡四町・中間市による遠賀中間地域障がい者支援協議会において、研修会や事例検討会等を開催し、事業所間の情報共有や意見交換の場を提供します。 ◆「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて、遠賀郡四町・中間市、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、医療機関等の関係機関で連携し、遠賀　中間圏域で可能な取組内容について協議を行います。
14	1	(2)－①福祉サービスの充実	こども家庭センター、子育て支援センターたんぽぽを拠点に、子育ての不安を抱える家族に対する支援を充実させます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆こども家庭センターを拠点として、生活支援部門、学校・教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行い、必要に応じ専門機関を紹介します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆こども家庭センターを拠点として、生活支援部門、学校・教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行いました。また、虐待通告や相談内容に応じてチラシ等を配付し専門機関を紹介しました。	◎	◆こども家庭センターを拠点として、生活支援部門、学校・教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行い、必要に応じ専門機関を引き続き紹介する必要があります。	◆こども家庭センターを拠点として、生活支援部門、学校・教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行い、必要に応じ専門機関を紹介します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保健師・栄養士による育児相談や離乳食相談、臨床心理士によるほほえみ相談を行い、子育ての不安を抱える家族に対する支援を行います。保育士によるほほえみ教室を実施します。 ◆乳幼児健康診査や広報等により住民への周知を行います。	健康・こども課（健康づくり係）	◆保健師・管理栄養士による育児相談を6回（20組）、臨床心理士によるほほえみ相談（ことばや発達の相談）を12回（延べ67名）、ほほえみ教室（親子発達教室）を12回（延べ34名）実施しました。 ◆管理栄養士による離乳食相談は、予約制で試食・試飲を行いながら相談を実施する「離乳食の話の日」と、予約不要でこどもの食に関する相談を実施する「栄養の話の日」に変更しました。離乳食の話の日を3回（11組）、栄養の話の日を3回（11組）実施しました。 ◆こども家庭センター、子育て支援センターたんぽぽについて乳幼児健康診査や赤ちゃん訪問時等で周知を行いました。 ◆学校教育係が実施しているすくすく発達相談に参加しました。町内の保育園・幼稚園6施設、各施設ごとに3回巡回しました。	◎	◆相談体制については、十分に整っている。今後も継続し,育児について支援していく。	◆保健師・管理栄養士による育児相談や離乳食の話の日、栄養の話の日、臨床心理士によるほほえみ相談、保育士によるほほえみ教室を行い、子育ての不安を抱える家族に対する支援を行います。 ◆乳幼児健康診査や広報等により住民への周知を行います。 ◆学校教育係が実施しているすくすく発達相談に参加し、町内保育所等を巡回することで、児童の発達支援に繋げます。

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和7年度「行政の取組」の評価及び
令和8年度「行政の取組」の計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
15	1	（2）－②適切な福祉サービスの提供	必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆適切なサービスを提供するため、引き続き近隣市町と連携を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆遠賀郡四町と地域活動支援センターはまゆうで協議を行い、令和7年度から補助金による支出を見直し、単価契約に変更しました。	◎	◆適切なサービスを提供するため、引き続き近隣市町との連携を図ることが必要です。	◆適切なサービスを提供するため、引き続き近隣市町と連携を図ります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆中間市・遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を継続実施します。 ◆保育所等の広域入所を継続実施し、勤労子育て世帯等を支援します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆中間市・遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を継続実施しました。 ◆保育所等の広域入所を継続実施しました。	◎	◆中間市・遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を継続的に実施する必要があります。 ◆保育所等の広域入所を継続的に実施する必要があります。	◆中間市・遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を継続実施します。 ◆保育所等の広域入所を継続実施し、勤労子育て世帯等を支援します。
16	1	（2）－②適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上についての必要性や取組について啓発します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆介護サービス事業者等連絡会で実施する研修会の支援をします。 ◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。	福祉課(高齢者支援係)	◆芦屋町介護サービス事業者等連絡会と連携し、8月にBCPの研修、2月に身体的拘束及び虐待防止の研修を開催し、福祉サービス事業者の資質向上に努めました。 ◆地域密着型事業所の運営推進会議に参加し、サービス内容を確認するとともに情報共有等により連携しました。	◎	◆引き続き介護サービス事業者等に必要な情報提供を行う必要があります。	◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。 ◆介護サービス事業者等連絡会で実施する研修会を支援します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆県が主催する障がい福祉サービス事業者向けの研修を、対象事業所（みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘）に周知します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆県が主催する障がい福祉サービス事業者（相談支援事業所）向けの研修を、対象事業所（みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘）に周知しました。	◎	◆引き続き研修会の案内を行い、相談を受ける職員の資質向上を図ることが必要です。	◆県が主催する障がい福祉サービス事業者向けの研修を、対象事業所（みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘）に周知します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブの各施設に対して、福岡県等が主催するスタッフの資質向上に関する研修の案内を行いました。	◎	◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブの各施設に対して、研修の案内を引き続き行う必要があります。	◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。
17	1	（2）－②適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して利用者支援に当たるため、医療・介護連携や地域生活支援拠点などの仕組みづくりを進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、医療・介護関係者間での連携を図ります。	福祉課(高齢者支援係)	◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に1回、専門部会に2回参加し、医療・介護関係者間での連携を図りました。	◎	◆在宅医療・介護連携推進事業を通じて在宅生活の仕組みづくりを進める必要があります。	◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、医療・介護関係者間での連携を図ります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、研修会、施設見学、事例検討会を開催し、事業所間の意見交換や情報共有の場を提供します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆遠賀中間地域障がい者支援協議会の中で専門部会（4月）、強度行動障がいについての研修会及び意見交換会（10月）等を開催し、事業所間での意見交換や情報共有の場を提供しました。	◎	◆地域生活支援拠点等において、情報共有や意見交換の場を設け、事業所間での連携を図ることが必要です。	◆地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、研修会、施設見学、事例検討会を開催し、事業所間の意見交換や情報共有の場を提供します。

3　配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
18	1	(3)－①生活困窮者への自立支援	経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、県の福祉事務所や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆生活困窮者が適切な支援へ繋がるように、各関係機関（県や社会福祉協議会等）と連携を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆生活困窮者に対し、福祉事務所や社会福祉協議会、困りごと相談室等と連携して食糧支援等の対応を行いました。	◎	◆生活困窮者への自立支援に関する制度の周知や関係機関との連携により、生活困窮者が適切な機関へ繋がるよう支援していくことが必要です。	◆生活困窮者が適切な支援へ繋がるように、各関係機関（県や社会福祉協議会等）と連携を図ります。
19	1	(3)－①生活困窮者への自立支援	生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆各関係機関（県や社会福祉協議会等）が実施する事業について、広報紙や町ホームページに掲載し、周知を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆広報紙1月号で「全国一斉生活保護無料電話相談会」について掲載し、周知を図りました。 ◆「生活困窮者電話相談会」についてチラシを配架し、周知を図りました。	◎	◆生活困窮者への自立支援に関する制度、情報について、遅延なく周知を図ることが必要です。	◆各関係機関（県や社会福祉協議会等）が実施する事業について、広報紙や町ホームページに掲載し、周知を図ります。
20	1	(3)－②虐待への対応	虐待に関する相談窓口の周知と対応力の向上を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者虐待について、年1回広報紙に掲載します。 ◆高齢者虐待対応マニュアルについて、職場で内容を確認し、事案発生時に速やかに対応できるよう備えます。 ◆職員の対応力向上のため、高齢者虐待対応の研修に参加します。	福祉課(高齢者支援係)	◆高齢者虐待に関する記事を、広報紙12月号に掲載しました。 ◆高齢者虐待対応マニュアルについて、事案発生時に速やかに対応できるよう、課内で内容を再確認しました。 ◆職員の対応力向上のため、県が開催する高齢者虐待対応の研修に参加しました。	◎	◆広報紙等を活用し、高齢者虐待防止のための啓発を行う必要があります。	◆高齢者虐待について、年1回広報紙に掲載します。 ◆高齢者虐待対応マニュアルについて、職場で内容を確認し、事案発生時に速やかに対応できるよう備えます。 ◆職員の対応力向上のため、高齢者虐待対応の研修に参加します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆配偶者からの暴力防止対策等の研修会に参加し、相談スキルの向上に努めます。 ◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催の研修会に参加します。 ◆庁内連絡会議を開催し、庁内の関係部署と連携を図り、状況に応じ被害者への的確な支援を行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆福岡県女性相談所主催の「女性問題に関わる相談員研修会」に参加し、相談スキルの向上に努めました。 ◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催で12月に開催された「障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に参加しました。 ◆広報紙12月号で、障がい者虐待に関する記事を掲載し、虐待防止の啓発を行いました。 ◆庁内の関係部署が相互に連携し、被害者への的確な支援を行うため、DV等対策庁内連絡会議を11月に開催し、庁内の関係部署と連携を図りました。	◎	◆DV被害の相談者の状況を把握し、関係部署や関係機関へスムーズにつないでいくことが必要です。 ◆DV被害者支援に係る相談窓口の新設があった場合は、速やかに町ホームページ等に掲載し、周知を図ることが必要です。 ◆障がい者虐待について的確に相談対応ができるよう、職員の資質向上を図ることが必要です。	◆配偶者からの暴力防止対策等の研修会に参加し、相談スキルの向上に努めます。 ◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催の研修会に参加します。 ◆庁内連絡会議を開催し、庁内の関係部署と連携を図り、状況に応じ被害者への的確な支援を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙やホームページで、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や児童相談所の紹介を行います。 ◆児童虐待対応のための研修に参加します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆広報紙やホームページで、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や児童相談所の紹介を行いました。 ◆虐待関連の研修に参加しました。（延べ7回）	◎	◆広報紙やホームページで、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や児童相談所の紹介を引き続き行う必要があります。 ◆相談に適切に対応できるよう研修会などに積極的に参加し、対応力の向上に努める必要があります。	◆広報紙やホームページで、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や児童相談所の紹介を行います。 ◆児童虐待対応のための研修に参加します。
21	1	(3)－②虐待への対応	虐待が疑われる事例に対し、虐待を受けていると思われる方の権利擁護を図るとともに、虐待をした養護者等に対し必要な支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆虐待が疑われる事案に対しては、訪問等を通じて事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切に対応します。 ◆養護者に対して、相談・指導・助言を行うとともに負担軽減のための必要な支援を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆虐待が疑われる事案に対して、訪問等を通じて事実確認を行いました。 ◆養護者に対して、相談・指導・助言を行うとともに負担軽減のための必要な支援を行いました。	◎	◆虐待が疑われる事案に対して、関係機関と連携し被養護者及び養護者の支援を行う必要があります。	◆虐待が疑われる事案に対しては、訪問等を通じて事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切に対応します。 ◆養護者に対して、相談・指導・助言を行うとともに負担軽減のための必要な支援を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい者虐待や疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や民生委員・児童委員と情報を共有し、問題解決に向けて連携を図ります。 ◆DVの相談があった場合は状況を確認し、必要に応じて配偶者暴力支援センター等の関係機関に繋ぎます（必要に応じて同行）。また、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆障がい児虐待が疑われる通告があったため、事業者等の関係機関に状況の確認を行い、問題解決に向けて対応しました。	◎	◆障がい者（児）虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員・児童委員等と情報を共有し、問題解決に向けて連携を図ることが必要です。	◆障がい者虐待や疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や民生委員・児童委員と情報を共有し、問題解決に向けて連携を図ります。 ◆DVの相談があった場合は状況を確認し、必要に応じて配偶者暴力支援センター等の関係機関に繋ぎます（必要に応じて同行）。また、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と連携を図り、虐待を受けているこどもの権利を擁護する（一時保護につなげるなど）とともに、養育者などに対し、必要な支援（養育に関する相談支援など）を行います。	健康・こども課（子育て支援係）	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を図りました。 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会の実務者会議で、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を図りました。	◎	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を引き続き図る必要があります。 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会で、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を引き続き図る必要があります。	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と連携を図り、虐待を受けているこどもの権利を擁護する（一時保護につなげるなど）とともに、養育者などに対し、必要な支援（養育に関する相談支援など）を行います。

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和7年度「行政の取組」の評価及び
令和8年度「行政の取組」の計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
22	1	（3）－②虐待への対応	虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、関係者との情報連携を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆相談・通報等があった場合は、緊急度等を見極めながら、民生委員や介護サービス事業者等と連携し、事案対応を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆相談に応じて、関係者への事情聴取による事実関係の確認をし、必要に応じてケースワーカーや介護支援専門員と連携して対応しました。	◎	◆引き続き関係機関と連携して対応する必要があります。	◆相談・通報等があった場合は、緊急度等を見極めながら、民生委員や介護サービス事業者等と連携し、事案対応を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい者虐待や疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や民生委員・児童委員と情報を共有し、問題解決に向けて連携を図ります。 ◆DVの相談があった場合は状況を確認し、必要に応じて配偶者暴力支援センター等の関係機関に繋ぎます（必要に応じて同行）。また、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆障がい児虐待が疑われる通告があったため、事業者等の関係機関に状況の確認を行い、問題解決に向けて対応しました。	◎	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員・児童委員等と情報を共有し、問題解決に向けて連携を図ることが必要です。	◆障がい者虐待や疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や民生委員・児童委員と情報を共有し、問題解決に向けて連携を図ります。 ◆DVの相談があった場合は状況を確認し、必要に応じて配偶者暴力支援センター等の関係機関に繋ぎます（必要に応じて同行）。また、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を図ります。 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会で、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を図ります。	健康・こども課（子育て支援係）	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を図りました。 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会の実務者会議で、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を図りました。	◎	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を引き続き図る必要があります。 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会で、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を引き続き図る必要があります。	◆児童虐待の疑いなどがある場合は、健康づくり係、障がい者・生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所などの関係機関と情報を共有し、連携を図ります。 ◆芦屋町要保護児童対策地域協議会で、児童虐待の予防・早期発見に向けた情報共有を図ります。
23	1	（3）－③自殺対策を視野に入れた支援の充実	「芦屋町いのちを支える計画」を策定し、関係各課の施策を整理したうえ必要な支援を行うとともに、実行状況について、毎年度の進捗管理を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自殺対策進捗確認ｼｰﾄをもとに、関係部署が担当する様々な施策について、実施状況、評価等を行うPDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画を進めます。 ◆住民の自殺対策やメンタルヘルスに対する意識の向上を図るため、自殺予防の広報啓発やゲートキーパー研修による人材育成を行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆自殺対策進捗確認ｼｰﾄをもとに、関係部署が担当する様々な施策について、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画を進めました。 ◆若年者の自殺対策として、広報紙9月号に特集記事を掲載したほか、二十歳のつどいで自殺予防のパンフレットやクリアファイル等の啓発物を配布し、啓発を行いました。 ◆民生委員・児童委員の定例会（1月）で、ゲートキーパー養成研修を開催しました。	◎	◆自殺を防ぐための広報啓発や、ゲートキーパー研修による人材育成等、必要な支援を継続することが必要です。 ◆自殺者の状況を確認し、年齢層に応じて周知、啓発方法を工夫することが必要です。	◆自殺対策進捗確認ｼｰﾄをもとに、関係部署が担当する様々な施策について、実施状況、評価等を行うPDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画を進めます。 ◆住民の自殺対策やメンタルヘルスに対する意識の向上を図るため、自殺予防の広報啓発やゲートキーパー研修による人材育成を行います。
24	1	（4）－①成年後見制度利用促進のための施策の推進（成年後見制度利用促進計画）	町における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を通じて、権利擁護支援の必要な人の早期発見と適切な調整に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆成年後見制度について、年1回広報紙に掲載します。 ◆遠賀郡三町（芦屋・岡垣・遠賀町）で中核機関として委託している北九州市成年後見支援センターが無料電話相談や無料出張相談（年6回、隔月に各町が担当）を行い、情報提供や的確な支援を行います。 ◆職員の対応力向上のため、成年後見制度の研修に参加します。	福祉課（高齢者支援係、障がい者・生活支援係）	◆成年後見制度に関する記事を、広報紙5月号に掲載しました。 ◆遠賀郡三町（芦屋・岡垣・遠賀町）で中核機関として委託している北九州市成年後見支援センターで無料電話相談や無料出張相談を6回行いました。また、地域包括支援センターの窓口でも相談対応を行いました。 ◆成年後見制度利用促進に向けて遠賀郡内の三町（芦屋町・岡垣町・遠賀町）と協議を行い、医療機関や居宅介護支援事業所向けに勉強会を1回、住民向けに講演会を1回開催しました。 ◆職員の対応力向上のため、遠賀郡三町（芦屋・岡垣・遠賀町）で実施した勉強会に保健師が出席しました。 ◆成年後見制度の研修会に参加し、相談スキルの向上に努めました。	◎	◆広報紙等を活用し、成年後見制度のための周知を行う必要があります。 ◆成年後見制度について的確に相談対応ができるよう、成年後見制度の講演や研修会等に出席し、職員の資質向上を図ることが必要です。	◆成年後見制度について、年1回広報紙に掲載します。 ◆遠賀郡三町（芦屋・岡垣・遠賀町）で中核機関として委託している北九州市成年後見支援センターが無料電話相談や無料出張相談（年6回、隔月に各町が担当）を行い、情報提供や的確な支援を行います。 ◆職員の対応力向上のため、成年後見制度の研修に参加します。
25	1	（4）－①成年後見制度利用促進のための施策の推進（成年後見制度利用促進計画）	本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制の整備により、チームへの適切なバックアップを行い、専門職団体や関係機関との連携体制を強化するとともに、担い手の確保や育成等に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆成年後見制度に関する支援が必要な場合は、北九州市成年後見支援センターや芦屋町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、支援を行います。	福祉課（高齢者支援係、障がい者・生活支援係）	◆支援が必要な相談者に適宜、チラシやパンフレットを配布し、必要に応じて北九州市成年後見支援センターや芦屋町社会福祉協議会へ繋ぎました。 ◆金銭管理が必要と思われる人に対し、社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業による支援につなげました。	◎	◆引き続き関係機関と連携して対応する必要があります。	◆成年後見制度に関する支援が必要な場合は、北九州市成年後見支援センターや芦屋町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、支援を行います。
26	1	（4）－①成年後見制度利用促進のための施策の推進（成年後見制度利用促進計画）	成年後見制度の利用に関する事業等により、利用促進を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆相談窓口を充実させ、芦屋町成年後見制度利用支援事業（首長申立て）の利用が必要な人に支援を行います。	福祉課（高齢者支援係、障がい者・生活支援係）	◆芦屋町成年後見制度利用支援事業の利用が必要な人はいませんでしたが、成年後見講演会や勉強会等で成年後見制度利用支援事業の周知を図り、相談があった際に対応できるよう支援体制を整えました。	○	◆成年後見制度利用支援事業に関して、関係機関と連携して支援を行う必要があります。	◆相談窓口を充実させ、芦屋町成年後見制度利用支援事業（首長申立て）の利用が必要な人に支援を行います。

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和7年度「行政の取組」の評価及び
令和8年度「行政の取組」の計画

＜基本目標2＞安心安全な暮らしを支える地域づくり

1　支え合える関係づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
27	2	(1)－①地域住民の交流の充実	子育て中の親同士が、子どもを含めて交流できるような場（子育て支援センター）や機会（子育てサロンなど）を提供します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流の場として提供します。 ◆山鹿公民館において、出前たんぽぽ（出前子育て支援センター）を毎月１回実施します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流の場として提供しました。 ◆山鹿公民館において、出前たんぽぽ（出前子育て支援センター）を毎月１回実施しました。	◎	◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流の場として、引き続き提供する必要があります。 ◆山鹿公民館において、出前たんぽぽ（出前子育て支援センター）を毎月１回実施する必要があります。	◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流の場として提供します。 ◆山鹿公民館において、出前たんぽぽ（出前子育て支援センター）を毎月１回実施します。
28	2	(1)－①地域住民の交流の充実	地域の高齢者同士の交流促進のため、地域交流サロン等の開催を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域交流サロンを実施する地区に対し、運営経費の一部を補助し、財政的支援を行います。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。 ◆新たににサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	◆地域交流サロンを実施する地区（19地区）に対し、運営経費の一部を補助し、財政的支援を行いました。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を1回開催し、28名が参加しました。 ◆新たなサロン開始地区はありませんでしたが、広報9月号、11月号で開始地区や参加者の募集を行いました。	◎	◆引き続き地域交流サロンの開催を支援する必要があります。	◆地域交流サロンを実施する地区に対し、運営経費の一部を補助し、財政的支援を行います。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。 ◆新たににサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。
29	2	(1)－②地域団体活動の促進	地域で活動するボランティア団体等について、活動内容を周知するとともに、人材確保に向けた広報活動への協力など、活性化に向けた取組を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」に、ボランティア活動団体やセンター事業に関する情報を掲載します。また、広報紙の「りーど通信」に、キッズ事業の報告を掲載します。 ◆センター内に掲示スペースを設け、団体の発行物を掲示するなど、団体の活動の周知に努めます。	生涯学習課（社会教育係）	◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」を年４回発行し、センターの事業やボランティア活動団体の情報発信を行いました。また、センター及びりーどぼらんていあキッズの活動内容を広報紙及びホームページに掲載しました。 ◆ボランティア養成講座を2回実施し、住民にボランティアについて考える機会を提供しました。	◎	◆どの団体も会員、後継者不足といった課題を抱えていて、新たなボランティア人材の確保のための支援が必要です。	◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」に、ボランティア活動団体やセンター事業に関する情報を掲載します。また、広報紙の「りーど通信」に、キッズ事業の報告を掲載します。 ◆センター内に掲示スペースを設け、団体の発行物を掲示するなど、団体の活動の周知に努めます。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆介護保険被保険者証の交付の際に、ボランティア活動センターが作成したボランティア団体等の紹介冊子を同時に配布し、高齢者の活動への参加を促します。 ◆あしたの会の活動内容について、広報紙への掲載やチラシを配付し周知を図ります。 ◆ボランティア団体の人材育成や活動内容の充実を図るため、芦屋町手をつなぐリボンの会の活動を支援します。	福祉課(高齢者支援係)	◆65歳になった人に窓口で介護保険被保険者証を交付する際、ボランティア活動センターが作成したボランティア団体等の紹介冊子を配付することで、ボランティア団体等の活動内容を周知するとともに、活動参加を促し人材確保に努めました。 ◆あしたの会の活動内容について、窓口での相談対応時等にチラシを配付し周知しました。 ◆ボランティア連絡協議会である芦屋町手をつなぐリボンの会の構成6団体に補助金を交付し、先進地視察等を通じた人材育成や活動内容の充実等を支援しました。また、広報紙6月号から偶数月に芦屋町手をつなぐリボンの会の構成団体の紹介記事を掲載し、ボランティア活動への参加を促しました。	◎	◆ボランティア活動に興味があっても、参加できない人へ参加のきっかけを作る必要があります。	◆介護保険被保険者証の交付の際に、ボランティア活動センターが作成したボランティア団体等の紹介冊子を同時に配布し、高齢者の活動への参加を促します。 ◆あしたの会の活動内容について、広報紙への掲載やチラシを配付し周知を図ります。 ◆ボランティア団体の人材育成や活動内容の充実を図るため、芦屋町手をつなぐリボンの会の活動を支援します。
30	2	(1)－②地域団体活動の促進	自治区や老人クラブ等の地域で活動する団体について、運営の支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人クラブの運営経費の一部を補助するとともに、イベント開催時等は、町が保有する機材の貸与や、職員による人的支援を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆県の補助金（補助率2/3）なども活用しながら、老人クラブ連合会及び各単位老人クラブの経費を支援しました。また、グラウンドゴルフ大会等のイベント時には、町職員が会場設営などに協力しました。	◎	◆役員のなり手不足などにより、近年、休止となるクラブが複数発生していることから、老人クラブ役員の負担軽減策等について、老人クラブ連合会と協議を行っていく必要があります。	◆老人クラブの運営経費の一部を補助するとともに、イベント開催時等は、町が保有する機材の貸与や、職員による人的支援を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町内で活動する障がい者支援団体に対して、障害者等自発的活動支援事業補助金を支出して運営の支援を行います。 ◆広報紙や町ホームページに掲載し、周知を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆広報紙12月号及び町ホームページで「芦屋町障がい者等自発的活動支援事業」について掲載し、周知を行った結果、2件の支援を行いました。	◎	◆広報紙や町ホームページで周知を図ることが必要です。	◆町内で活動する障がい者支援団体に対して、障害者等自発的活動支援事業補助金を支出して運営の支援を行います。 ◆広報紙や町ホームページに掲載し、周知を図ります。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センターの交流スペースを一般開放し、誰もが交流・情報交換できる場を提供します。 ◆活動団体に作業スペースや掲示スペースを提供します。 ◆ボランティア団体同士が交流・懇親を図れるよう、意見交換会の場を提供します。 ◆ボランティアコーディネーターを配置し、各種相談に対応します。	生涯学習課（社会教育係）	◆ボランティア活動センターの交流スペースを開放し、場の提供を行いました。 ◆活動団体が情報交換に活用できるよう掲示スペースを提供しました。 ◆団体同士の交流・情報交換の場として、登録団体を対象にワールドカフェを開催しました。 ◆ボランティアコーディネーターを配置し、各種相談に対応しました。	◎	◆センター内に掲示スペースを設け、団体の情報発信の場を提供していますが、どの団体も高齢化しておりチラシ等を作成することが難しく、団体の情報発信に関するチラシ等の掲示依頼はありませんでした。	◆ボランティア活動センターの交流スペースを一般開放し、誰もが交流・情報交換できる場を提供します。 ◆活動団体に作業スペースや掲示スペースを提供します。 ◆ボランティア団体同士が交流・懇親を図れるよう、意見交換会の場を提供します。 ◆ボランティアコーディネーターを配置し、各種相談に対応します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町職員による自治区の行事支援を行います。	環境住宅課（地域振興・交通係）	◆6自治区7行事に14人の職員が参加しました。	◎	◆行事参加職員募集の方法の検討を検討する必要があります。	◆町職員による自治区の行事支援を行います。
31	2	(1)－③交流の場の確保	地域活動や福祉活動の推進のため、体育施設や社会教育施設などの施設を広く住民に開放します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区対抗の大会を実施する体育協会の事業や、老人会クラブ連合会、自治区などが行うレクリエーションやスポーツ活動の実施場所として、体育館やグラウンドなどを提供します。	生涯学習課（社会教育係）	◆芦屋町老人クラブ連合会主催の各種大会や体育協会主催事業の開催に伴い、体育館やグラウンドなど、社会体育施設の提供を行いました。	◎	◆施設が老朽化等により修繕が必要な箇所が発生してきているため、維持管理を行うのに費用や時間がかかります。	◆自治区対抗の大会を実施する体育協会の事業や、老人会クラブ連合会、自治区などが行うレクリエーションやスポーツ活動の実施場所として、体育館やグラウンドなどを提供します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年健全育成町民会議・校区育成会議の活動拠点、高齢者配食サービスの活動拠点、町社会福祉協議会の実施する事業の会場として、地区公民館などを開放します。	生涯学習課（公民館・文化係）	◆各団体が実施する事業の会場として各施設を開放することができました。	◎	◆各施設を開放することで、地域の活動拠点としての役割を果たすことができたため、今後も引き続き地域活動の拠点としての役割を担うことが必要です。	◆青少年健全育成町民会議・校区育成会議の活動拠点、高齢者配食サービスの活動拠点、町社会福祉協議会の実施する事業の会場として、地区公民館などを開放します。

2　地域における連携の体制づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
32	2	(2)－①避難行動要支援者名簿等の充実	避難行動要支援者名簿への登録を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいのある人や高齢者など、災害時の避難に支援を要する人について、関係機関に提供する名簿への登録に関する同意を得られるよう、広報紙により周知を行います。 ◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がいのある人に対して職員が支援します。	福祉課（高齢者支援係、障がい者・生活支援係）	◆広報紙6月号と3月号に、避難行動要支援者名簿への登録等に関する記事を掲載し周知しました。 ◆新規対象者へ名簿登録申請書を送付し、避難行動要支援者名簿の年次更新を6月に行いました。 ◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がいのある人の情報を提供しました。	◎	◆避難行動要支援者名簿の悉皆調査時期を検討する必要があります。 ◆今後も要請に応じて、配慮が必要な障がいのある人に対して支援をする必要があります。	◆障がいのある人や高齢者など、災害時の避難に支援を要する人について、関係機関に提供する名簿への登録に関する同意を得られるよう、広報紙により周知を行います。 ◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がいのある人に対して職員が支援します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の登録に関し、県の防災部局等から情報提供があれば都度、福祉課との情報共有に努めます。	総務課（庶務係）	◆避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する県防災部局等からの制度改正や通知内容について、福祉課へ適宜情報提供を行い、情報共有を図りました。	◎	◆避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、防災施策と福祉施策の連携が重要であり、引き続き関係課間での情報共有及び協議を進める必要があります。	◆避難行動要支援者名簿の登録に関し、県の防災部局等から情報提供があれば、都度福祉課との情報共有に努めます。
33	2	(2)－②見守り活動の充実	自治区や老人クラブの活動など、地域における日頃からの住民同士の見守り活動の重要性を啓発し、支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。 ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。	福祉課（高齢者支援係）	◆避難行動要支援者名簿の年次更新にあたり、平常時から名簿を活用した地域での関係づくりや日頃からの見守り、声掛け等、地域で取り組む助けあい、個人情報の取り扱いに関する研修会を開催しました（3回）。 ◆認知症サポーター養成講座を2団体及び令和7年度より新たにキッズサポーター養成講座を町内小学校（3校）に実施し、見守りへの協力を呼びかけました。	◎	◆平常時における避難行動要支援者名簿の活用を通じて、日頃からの見守り活動等の重要性を周知する必要があります。 ◆認知症の人を地域で見守ることができるよう大人だけでなくこどもにも認知症サポーター養成講座等を通じて啓発する必要があります。	◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。 ◆認知症サポーター養成講座等で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。◆認知症サポーター養成講座等で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆毎月行われる民生委員・児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆毎月第三火曜日に民生委員・児童委員協議会の定例会を開催し、情報共有を行いました。	◎	◆民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行うことが必要です。	◆毎月行われる民生委員・児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を行います。	健康・こども課（子育て支援係）	◆民生・児童委員に対し、必要に応じて児童の見守り活動についての協力依頼を行いました。	◎	◆民生・児童委員に対し、必要に応じて児童の見守り活動についての協力依頼を引き続き行う必要があります。	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆住民同士の見守り活動の推進のため、自治区の加入率向上に向けて区長会と連携していきます。	環境住宅課（地域振興・交通係）	◆窓口で転入者・転居者への自治区案内をします。	◎	◆自治区加入率の低下が課題です。	◆住民同士の見守り活動の推進のため、自治区の加入率向上に向けて区長会と連携していきます。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年問題協議会として、青少年健全育成町民会議、自治区防犯組合などと連携し、地域ぐるみでの見守り活動を推進します。	生涯学習課（社会教育係）	◆青少年問題協議会として、青少年健全育成町民会議、自治区防犯組合などと連携し、地域ぐるみでの見守り活動を実施しました。	◎	◆今後も同様に見守り活動を継続していきます。	◆青少年問題協議会として、青少年健全育成町民会議、自治区防犯組合などと連携し、地域ぐるみでの見守り活動を推進します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動を行います。 ◆町民会議総会時に、地域の見守り活動について研修会を開催します。	生涯学習課（公民館・文化係）	◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動をおこなうことができました。 ◆令和6年度実施出来なかった町民会議総会時の、地域の見守り活動について研修会を開する事ができました。	◎	◆今後も月2回のあいさつ運動を継続していくと同時に、町民会議だより等を活用して啓発活動をおこなう必要があります。 ◆あいさつ運動や見守り活動について、より多くの町民に参加してもらい、活動への理解を深めてもらうことが課題です。	◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動を行います。 ◆町民会議総会時に、地域の見守り活動について研修会を開催します。

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和7年度「行政の取組」の評価及び
令和8年度「行政の取組」の計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
34	2	（2）－②見守り活動の充実	事業者等が、商品配達時等に何らかの異常を感じた時には、役場等に通報するよう、引き続き働きかけていきます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆独居高齢者等の安心のため、新聞販売店やコンビニエンスストア等、見守りネットふくおかの協定締結団体に対し、引き続き見守り活動への協力依頼を行います。	福祉課（高齢者支援係）	◆独居高齢者等の見守り協力を求めるため、新聞販売店やコンビニエンスストア、保険会社などの20団体に見守りネットふくおかの協定締結による見守り依頼書等を送付し、引き続き見守り活動に取り組んでいただくよう依頼しました。	◎	◆引き続き事業者等へ見守り活動への取り組みに協力が得られるよう、関係事業者と協力関係を築いていく必要があります。	◆独居高齢者等の安心のため、新聞販売店やコンビニエンスストア等、見守りネットふくおかの協定締結団体に対し、引き続き見守り活動への協力依頼を行います。
35	2	（2）－③地域における支援者との連携	区長や自治区の役員、民生委員・児童委員などの地域での福祉活動に取り組む人と情報共有し、特に配慮が必要な人たちを見守るための個別避難計画作成などの支援を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆災害時の避難支援等に役立てるため、避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員や自主防災組織、消防署に提供します。	福祉課（高齢者支援係）	◆平常時の見守り活動や災害等緊急時の迅速な避難支援に活用するため、民生委員や自主防災組織（自治区）、遠賀郡消防本部に名簿を提供しました。	◎	◆避難行動要支援者名簿を民生委員等に提供するにあたって、個人情報の取り扱いについて十分説明する必要があります。	◆災害時の避難支援等に役立てるため、避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員や自主防災組織、遠賀郡消防本部に提供します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員に対して避難行動要支援者名簿に登録することの重要性を説明し、情報共有を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆民生委員・児童委員の定例会で避難行動要支援者名簿を配付し、情報共有を図りました。	◎	◆民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行うことが必要です。	◆毎月行われる民生委員・児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を行います。	健康・こども課（子育て支援係）	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を行いました。（R7年度末　芦屋町要保護児童対策地域協議会登録児童数25人）	◎	◆支援が必要な児童について、必要に応じて民生・児童委員と情報共有を行う必要があります。	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆個別避難計画の作成支援にあたり、福祉課と協議し、特に配慮が必要な優先度が高い方を把握します。 ◆県と相談しながら、福祉課と避難行動要支援者の対象要件の見直しの検討を行います。	総務課（庶務係）	◆個別計画の作成支援にあたっては、福祉課と必要な協議を行い、特に配慮が必要とされる医療的ケア児について、2名いることを確認しました。 （なお、うち1名については、避難行動要支援者名簿の対象者） ◆福岡県防災指導課が主催する市町村個別避難計画作成研修に総務課2名、福祉課2名が出席し、難病患者、小児慢性特定疾病患者、医療的ケア児者等、計画作成優先度が高い者の計画を作成するにあたっての先進的な県内外の取組事例を学び、計画作成手法について情報収集を行いました。 ◆福祉課を交え、福岡県防災指導課と避難行動要支援者の対象要件の見直しに関する協議を行い、年齢要件のみで対象者としていない事例があることなどの情報提供を受けました。	◎	◆個別避難計画の作成にあたっては、行政のみならず、ケアマネジャー、民生委員、自治区等との連携が重要であり、地域全体で支援体制を構築していく必要があります。 ◆県防災指導課（現：防災企画課）から、避難行動要支援者の対象者数が他自治体と比較して多い状況にあるため、対象要件の見直しについて検討が必要との意見を受けています。	◆個別避難計画の作成支援にあたり、地域のケアマネジャーとの連携が必要なことから、福岡県個別避難計画作成促進事業を活用し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画に関する制度等の研修会を福岡県介護支援専門員協会北九州支部と共催で実施します。8月予定。 ◆県と相談しながら、福祉課と避難行動要支援者の対象要件の見直しについて検討を行い、必要に応じ地域防災計画への反映を行います。
36	2	（2）－③地域における支援者との連携	各種団体と共有する情報の取扱いが適切になされるよう、必要な研修を実施します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆名簿を取り扱う人すべてが、個人情報保護の重要性を認識できるよう、個人情報保護に関する研修会を開催します。	福祉課（高齢者支援係）	◆6月の名簿更新に合わせて、名簿を取り扱う可能性がある人に対して、個人情報の適正な取り扱いに関する研修会を開催しました（3回）。	◎	◆個人情報保護の重要性が認識されるよう、引き続き研修会等を開催する必要があります。	◆名簿を取り扱う人すべてが、個人情報保護の重要性を認識できるよう、個人情報保護に関する研修会を開催します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者支援係と連携し、民生委員・児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆6月の定例会で避難行動要支援者名簿の更新を行いました。	◎	◆高齢者支援係や民生委員・児童委員と連携を図ることが必要です。	◆高齢者支援係と連携し、民生委員・児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿に関する個人情報保護研修会に防災担当として、出席し、必要な指導助言を行います。	総務課（庶務係）	◆避難行動要支援者名簿に関する個人情報保護研修会に防災担当として、出席し、必要な指導助言を行いました。	◎	◆避難行動要支援者名簿に関する研修会は、名簿を使った平常時の見守りなどの共助を促すなど活用方法を説明する場でもあり、適正な取扱いを考えるうえで重要な研修と考えます。	◆避難行動要支援者名簿に関する個人情報保護研修会については、福祉課との協議により、令和8年度以降総務課庶務係は、出席しないこととした。なお、防災担当として、必要な助言は区長会及び出前講座で行っていきます。

3　安心・安全を支える体制づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
37	2	(3)－①災害時や緊急時の情報提供の充実	避難情報などの伝達訓練を実施するとともに、出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険個所及び避難場所などについて周知します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明したうえで渡します。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報紙で防災啓発記事を掲載します（6月号、9月号）	総務課（庶務係）	◆出前講座（三軒屋区サロン）で、ハザードマップを活用し、当該自治区、校区内の危険箇所とともに避難場所などを周知しました。 ◆転入者に自宅周辺の状況などを説明し、ハザードマップを配布しました。 ◆6月、11月の年2回の避難訓練を実施する際、戸別受信機、福岡県の防災アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」などによる情報伝達訓練を実施しました。 ◆広報紙6月号において、災害時の避難情報等の情報ツールとして、福岡県が開発したスマートフォンアプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「町公式LINE」、「戸別受信機」、「dボタン」等を紹介しました。 ◆また、同9月号では、停電状況や復電見込みなどを住民自ら把握できるよう、九州電力送配電が提供する九州停電情報提供アプリを周知しました。	◎	◆防災に関する知識や対策等は、毎年アップデートする必要があり、適時適切に住民の皆さんに発信していくとともに、何度も粘り強くタイミングを捉えて啓発していくことが重要です。	◆出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明したうえで渡します。 ◆11月に地震・津波避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報紙で防災啓発記事を掲載します（6月号、9月号）。
38	2	(3)－①災害時や緊急時の情報提供の充実	災害時や緊急時は、必要な情報が住民に確実に届くように引き続き環境を整備します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆戸別受信機の設置、取扱いに関して、適時適切に広報紙などで住民周知を行い、災害情報、緊急情報が住民に確実に届くよう引き続き環境整備を図ります。	総務課（庶務係）	◆各戸、世帯に配布している戸別受信機の取扱い、使用方法などを広報紙12月号に掲載し、災害時等の情報伝達手段が適切に受信できるよう周知しました。	◎	◆避難情報等はわかりやすい言葉で伝えていくことが課題です。また、「情報弱者」については、戸別受信機を使い確実に伝達できるようにしていくことが必要です。	◆戸別受信機の設置、取扱いに関して、適時適切に広報紙などで住民周知を行い、災害情報、緊急情報が住民に確実に届くよう引き続き環境整備を図ります。
39	2	(3)－②地域防災体制の確立	災害発生時等の緊急時に必要となる様々な対応を想定し、自主防災組織が実施する自主防災訓練への支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区などの地縁団体に対し、防災に関しての知識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を行います。 ◆資格取得に係る費用（受験料、教本代、認証登録料）を町が負担する防災士育成事業を案内し、町内、地域での防災士定着を図ります。また、防災士登録者の勉強会などを開催します。	総務課（庶務係）	◆自治区等が実施する自主防災訓練の実施はありませんでしたが、町が実施する避難訓練に自治区が参加し実施しました。（訓練総参加者　6月：391名、11月：1,419名） ◆三軒屋区サロンで出前講座を実施し、災害時に取るべき対応、ハザードマップを用いての自治区内の危険箇所の確認、避難場所などを説明し、地域防災力の強化に努めました。 ◆防災士の資格取得に係る費用を町が負担する防災士育成事業を案内し、10名の申し込みがあり、結果7名が新たに防災士資格を取得しました。 ◆防災士資格取得者による勉強会を4月に実施し、町の備蓄物資の状況などを説明、保管庫を現地見学しました。また、町で活躍する防災士から、他自治体の防災士活動の報告を受けるなど、地域の自主防災活動の強化につなげました。 （参加者：11名　※職員防災士含む。総務課職員除く）	◎	◆出前講座の申し込みが少なく、自治区等が主催する訓練の実施はありませんでしたが、町が実施する訓練には、ほぼ全自治区が参加しました。 ◆4自治区（浜口町、第一緑ヶ丘、金屋、中小路）で自主防災組織が結成されていないことが課題です。このため、自主防災組織が助成対象となる一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業（自主防災組織育成助成事業））を各区に案内し、地域防災力の維持、新たな自主防災組織の働きかけを行っています。（令和7年度はまゆう区が採択、事業実施）	◆自治区などの地縁団体に対し、防災に関しての知識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を行います。 ◆資格取得に係る費用（受験料、教本代、認証登録料）を町が負担する防災士育成事業を案内し、町内、地域での防災士定着を図ります。また、防災士登録者の勉強会などを開催します。
40	2	(3)－②地域防災体制の確立	住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災についての情報提供や啓発の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明したうえで渡します。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報紙で防災啓発記事を掲載します（6月号、9月号）	総務課（庶務係）	◆三軒屋区サロンで出前講座を実施し、災害時に取るべき対応、ハザードマップを用いての自治区内の危険箇所の確認、避難場所などを説明し、地域防災力の強化に努めました。 ◆転入者に自宅周辺の状況などを説明したうえで、ハザードマップを配布しました。 ◆6月、11月の年2回の避難訓練を実施する際、屋外行政無線や戸別受信機、防災メールまもるくんなどによる情報伝達訓練を実施しました。 ◆広報紙6月号において、災害時の避難情報等の情報ツールとして、福岡県が開発したスマートフォンアプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「町公式LINE」、「戸別受信機」、「dボタン」等を紹介しました。 ◆また、同9月号では、停電状況や復電見込みなどを住民自ら把握できるよう、九州電力送配電が提供する九州停電情報提供アプリを周知しました。	◎	◆防災に関する知識や対策等は、毎年アップデートする必要があり、適時適切に発信していくとともに、何度も粘り強くタイミングを捉えて啓発していくことが重要です。	◆出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明したうえで渡します。 ◆11月に地震・津波避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報紙で防災啓発記事を掲載します（6月号、9月号）
41	2	(3)－②地域防災体制の確立	災害時等に、町内の福祉事業所等と連携し、避難に関して配慮が必要な人のための福祉避難所を設置するための体制を整備します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆災害時の支援に関して、平成30年度に協定を締結した事業者（介護保険施設3ヶ所、障がい福祉サービス事業者1ヶ所）と連携し、引き続き災害時等に活用できる制度のあり方について検討を進めるとともに、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。 ◆必要があれば福祉避難所開設マニュアルを見直すとともに、図上訓練等を実施します。	福祉課（高齢者支援係）	◆災害時の支援に関して、平成30年度に協定を締結した事業者（介護保険施設3ヶ所、障がい福祉サービス事業者1ヶ所）と協定を継続するとともに、広報紙6月号に協定内容を周知するための記事を掲載しました。 ◆避難所開設マニュアルに基づき、6月に図上訓練を実施しました。	◎	◆協定が形骸化しないよう、協定締結先と常に認識を共有するとともに、協定締結先との協働による訓練等を実施する必要があります。	◆災害時の支援に関して、平成30年度に協定を締結した事業者（介護保険施設3ヶ所、障がい福祉サービス事業者1ヶ所）と連携し、引き続き災害時等に活用できる制度のあり方について検討を進めるとともに、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。 ◆必要があれば福祉避難所開設マニュアルを見直すとともに、図上訓練等を実施します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を毎年実施します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆想定される災害時の事例をあげ、福祉避難所の開設や必要物資の確認、要配慮者への支援等、災害時の行動マニュアルにもとづき、6月に図上訓練を行いました。	◎	◆「災害時等における福祉避難所への人的派遣に関する協定書」にもとづき、迅速に避難対応ができるようにしていくことが必要です。	◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を毎年実施します。

第3次芦屋町地域福祉計画に基づく
令和7年度「行政の取組」の評価及び
令和8年度「行政の取組」の計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
42	2	(3)－③防犯体制・交通安全対策の充実	町内での不審者情報等の安全に関わる情報が発出されたときは、関係機関に周知し、見守りや巡回を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を行います。	健康・こども課（子育て支援係）	◆民生・児童委員に対し、虐待通告や相談内容等に応じて児童の見守り活動についての協力依頼を行いました。	◎	◆民生・児童委員に対し、必要に応じて児童の見守り活動についての協力依頼を引き続き行う必要があります。	◆支援が必要な児童について、民生・児童委員と情報共有を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年問題協議会として、不審者が確認された際、町HPや町公式SNS等で情報発信を行い、住民に対して注意喚起を促します。 ◆折尾署などと連携し青パト巡回を定期的に実施します。	生涯学習課（社会教育係）	◆町内で不審者が確認された際は、町のHPへの掲載や公式LINEでの配信などを実施しました。また、折尾署などと連携し夜間の協働パトロールを実施しました。	◎	◆今後も不審者情報を発信するなど、住民への注意喚起を継続していきます。	◆青少年問題協議会として、不審者が確認された際、町HPや町公式SNS等で情報発信を行い、住民に対して注意喚起を促します。 ◆折尾署などと連携し青パト巡回を定期的に実施します。
43	2	(3)－③防犯体制・交通安全対策の充実	地域の自主的な防犯組織である、芦屋町自治防犯組合の活動を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治防犯組合が実施しているパトロールへの参加を継続して行います。	環境住宅課（地域振興・交通係）	◆自治防犯組合が実施しているパトロールへの参加を継続して実施しました。	◎	◆職員パトロールを継続して実施することが必要です。	◆自治防犯組合が実施しているパトロールへの参加を継続して行います。
44	2	(3)－③防犯体制・交通安全対策の充実	消費者の安全と安心を確保するため消費生活相談窓口を設置し、消費者問題解決に向けての助言やあっせんを行うほか、消費者被害を未然に防ぐ取組を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆消費者生活相談に関する事業を継続して行います。	環境住宅課（地域振興・交通係）	◆広報紙及びHPで相談窓口の周知を行い、事業を継続して行いました。 相談件数　100件	◎	◆事業を継続して実施することが必要です。	◆消費者生活相談に関する事業を継続して行います。
45	2	(3)－③防犯体制・交通安全対策の充実	芦屋町交通安全推進協議会での審議を踏まえ、警察とも協力しながら、交通安全運動の実施等を通して、交通安全意識の浸透を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆交通安全運動を継続して実施し、交通安全意識の浸透を図ります。	環境住宅課（地域振興・交通係）	◆交通安全運動を継続実施しました。	◎	◆交通安全意識の浸透、向上をすることが必要です	◆交通安全運動を継続して実施し、交通安全意識の浸透を図ります。
46	2	(3)－④暮らしやすい環境の整備	公共施設の新設・改修等を行う際には、バリアフリー環境の推進に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆公共施設等の新設・改修の際は、バリアフリー化を進めます。	全庁	◆バリアフリー化が必要となる新設・改修事業はありませんでした。【生涯学習課（社会教育係）】	－	◆新設・改修の際は、バリアフリー化を併せて行うことを検討していきます。【生涯学習課（社会教育係）】	◆公共施設等の新設・改修の際は、バリアフリー化を進めます。【生涯学習課（社会教育係）】
47	2	(3)－④暮らしやすい環境の整備	住民の生活交通手段の確保のため、タウンバスや巡回バスの維持・確保に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆芦屋町地域公共交通計画に基づき、バス利用者数の回復を図ります。 ◆バス停ベンチ、バス停上屋の老朽化確認を継続して実施し、整備の検討を行います。	環境住宅課（地域振興・交通係）	◆タウンバスの利用者数は、令和6年度より増加しました。（R6:101,565名　R7:103,794名）	◎	◆バス利用者数の回復をすることが必要です。	◆芦屋町地域公共交通計画に基づき、バス利用者数の増加を図ります。 ◆バス停ベンチ、バス停上屋の老朽化確認を継続して実施し、整備の検討を行います。
48	2	(3)－⑤再犯防止のための施策の推進	保護司会等の更生保護に携わる団体と連携し、就労支援等の更生に必要な支援に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆必要に応じ、就労支援、保健、医療、障がい福祉サービス等の行政サービスの情報提供を行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆福祉課窓口において相談があり、障がい福祉サービスの紹介を行いました。 ・R7：1名	◎	◆犯罪をした人が社会の中で安定した生活を送れるように、切れ目のない支援をすることが必要です。	◆必要に応じ、就労支援、保健、医療、障がい福祉サービス等の行政サービスの情報提供を行います。
49	2	(3)－⑤再犯防止のための施策の推進	保護司会等の活動を支援するとともに、警察、司法関係機関、医療、福祉関係機関との連携強化を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆再犯防止に関する研修やセミナー等に参加し、警察、司法関係機関等との情報共有及び連携を図ります。 ◆広報紙や町ホームページに保護司の活動内容を紹介し、人材発掘や育成の支援を行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆福岡県再犯防止市町村連絡会議に出席し、他自治体の事例について情報共有を行いました。 ◆福岡県再犯防止推進市町村担当者理解促進セミナー（犯罪被害者支援従事者による講演、県における取組、県警における取組、グループワーク）に出席し、担当職員の資質向上を図りました。 ◆保護司会が作成した広報紙「更生おんが」を広報7月号に折り込み、保護司の活動内容について紹介しました。	◎	◆警察、司法関係機関等と情報共有を図ることができる研修やセミナー等の案内があった際は出席し、情報共有及び連携を図ることが必要です。	◆再犯防止に関する研修やセミナー等に参加し、警察、司法関係機関等との情報共有及び連携を図ります。 ◆広報紙や町ホームページに保護司の活動内容を紹介し、人材発掘や育成の支援を行います。
50	2	(3)－⑤再犯防止のための施策の推進	保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」に取り組むほか、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆「社会を明るくする運動」に取り組み、犯罪や非行をした人に対する理解と更生について理解を深めるとともに、再犯防止に関する広報・啓発に努めます。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆保護司会と連携し、PTA役員、学校関係者、少年補導員、民生委員・児童委員などに対し、「社会を明るくする運動」の動員依頼を行いました。また、広報紙7月号に掲載し、周知を図りました。 ◆保護司会が作成した広報紙「更生おんが」を広報7月号に折り込み、再犯防止に関する啓発を行いました。	◎	◆犯罪や非行をした人に対する理解が深まるよう、引き続き、広報・啓発に努める必要です。	◆「社会を明るくする運動」に取り組み、犯罪や非行をした人に対する理解と更生について理解を深めるとともに、再犯防止に関する広報・啓発に努めます。
51	2	(3)－⑤再犯防止のための施策の推進	学校教育において、いじめや不登校の対応、非行防止のための教育を推進します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆いじめや不登校、問題行動等についての会議を定期的に開催して情報共有し、小中や関係機関と連携して対応します。（小・中連携生徒指導部会：年間10回、芦屋町生徒指導情報交換会：年間2回、教育支援センター運営協議会：年回3回） ◆発達段階や校種に応じて、系統的に規範意識を育成する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」などを活用して、児童生徒の非行防止教育を行います。（非行防止教育：各学校年2回以上実施）	学校教育課（学校教育係）	◆小中生徒指導担当者、SC、SSW等が参加する小・中連携生徒指導部会を年間10回、小中生徒指導担当者、保護司、少年指導員、主任児童員、芦屋交番等が参加する芦屋町生徒指導情報交換会を年2回、教育支援センター運営協議会を年3回開催し、いじめや不登校、問題行動等について情報交換し、解決策や連携した取組等について協議しました。 ◆各小中学校の実態に応じて、「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」等を活用し、非行防止教育等を実施しました。（薬物乱用防止教育：4校実施、性暴力防止教育：2校実施、ネットの適正利用：4校実施）	◎	◆不登校児童・生徒が増加傾向にあるので、小中や関係機関との連携を強化していく必要があります。特に、令和7年度に設置した教育支援センター及び芦屋中学校内の校内教育支援センターの効果的な運営と啓発を推進することが必要です。 ◆児童生徒を取り巻く環境が厳しくなっている中、規範意識の向上と犯罪に巻き込まれないスキル等の育成のために、非行防止教育のさらなる推進と保護者への啓発を図る必要があります。	◆いじめや不登校、問題行動等についての会議を定期的に開催して情報共有し、小中や関係機関と連携して対応します。（小・中連携生徒指導部会：年間10回、芦屋町生徒指導情報交換会：年間2回、教育支援センター運営協議会：年3回） ◆発達段階や校種に応じて、系統的に規範意識を育成する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」などを活用して、児童生徒の非行防止教育を行います。（非行防止教育：各学校年2回以上実施）

＜基本目標3＞福祉を支える人づくり

1　福祉意識向上のための環境づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
52	3	（1）－①地域福祉などに関する広報・啓発の推進	高齢者や障がいのある人、子どもの権利に対する理解を深める機会を設けるなど、福祉に関する啓発に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者の権利擁護のため、広報紙に高齢者虐待に関する啓発記事を掲載し、窓口で啓発チラシ等を配布します。 ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、住民の理解が深まるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)	◆広報紙12月号に高齢者虐待に関する記事を掲載し、窓口で啓発チラシ等を配布しました。 ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、住民の理解を深めました。(2団体) ◆令和7年度より、町内小学校へ向けてキッズサポーター養成講座を実施しました。(3.校) ◆認知症家族の会あしやの活動を支援し、施設での認知症の人の活動や介護サービス事業者等の取り組みを周知しました。	◎	◆引き続き高齢者に対する理解を深めるための啓発を行う必要があります。	◆高齢者の権利擁護のため、広報紙に高齢者虐待に関する啓発記事を掲載し、窓口で啓発チラシ等を配布します。 ◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、住民の理解が深まるよう努めます。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆人権まつりにおいて、障がいの理解促進チラシやクリアファイルを配布し、障がいについての啓発を行いました。	◎	◆障がいを正しく理解し、障がいのある人たちが社会参加できる機会を広げ、一人ひとりの障がいに関する知識を深めるため、引き続き啓発を行うことが必要です。	◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に、こどもの権利に関する記事を掲載します。	健康・こども課（子育て支援係）	◆広報紙11月号に、児童虐待防止啓発記事と一緒にこどもの権利の記事を掲載しました。	◎	◆広報紙に、こどもの権利に関する記事を引き続き掲載する必要があります。	◆広報紙に、こどもの権利に関する記事を掲載します。
53	3	（1）－①地域福祉などに関する広報・啓発の推進	地域の組織や団体、民生委員・児童委員など、地域において支援に携わる人や、その役割についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人憩の家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施を通じて、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)	◆老人憩の家の指定管理や配食サービス事業等の住民と緊密な関係づくりに資する業務を委託するとともに、生活支援コーディネーター業務の一環として、偶数月の広報紙に連載記事を掲載し芦屋町社会福祉協議会の認知度向上に努めました。 ◆広報紙4月号に社会福祉協議会が実施している生活困窮者緊急食糧等支援の紹介記事を掲載しました。	◎	◆芦屋町社会福祉協議会については、特に若年層での認知が広がっていないことがアンケート結果で分かっているため、どのような啓発が必要か、検討を行う必要があります。	◆老人憩の家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施を通じて、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙及び町ホームページで、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介及び活動内容について周知します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆広報紙5月号及び町ホームページで、民生委員・児童委員の紹介（顔写真入り）及び活動内容について掲載し、周知しました。	◎	◆広報紙、町ホームページの掲載内容について、記事の拡充、内容の見直し等を行い、充実していくことが必要です。 ◆欠員地区（R7年度末：6地区）の解消を図るため、引き続き、区長会で推薦依頼をしていくことが必要です。	◆広報紙及び町ホームページで、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介及び活動内容について周知します。
54	3	（1）－①地域福祉などに関する広報・啓発の推進	福祉についての理解を深めるため、多くの町民が興味関心を持てるようなイベントや講演会、出前講座などを工夫します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域交流サロン実施地区での介護予防教室を推進します。 ◆認知症の理解や普及啓発を図るため、認知症普及啓発映画上映会を開催します。 ◆遠賀郡三町合同で成年後見制度に関する講演会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	◆地域交流サロン実施地区で介護予防教室を実施しました。(フレイル講話5件、音楽レク12件、口腔ケア講話1件、リハビリ講話5件) ◆認知症講演会に替えて、12月に、認知症啓発につながる映画の上映会を開催しました。 ◆遠賀郡三町合同で11月に成年後見制度に関する講演会を開催しました。	◎	◆引き続き住民向けの講演会等の開催にあたっては、住民に興味関心を持っていただける内容となるよう検討する必要があります。	◆地域交流サロン実施地区での介護予防教室を推進します。 ◆認知症の理解や普及啓発を図るため、認知症普及啓発映画上映会を開催します。 ◆遠賀郡三町合同で成年後見制度に関する講演会を開催します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。	福祉課（障がい者・生活支援係）	◆人権まつりにおいて、障がいの理解促進チラシやクリアファイルを配布し、障がいについての啓発を行いました。	◎	◆障がいを正しく理解し、障がいのある人たちが社会参加できる機会を広げ、一人ひとりの障がいに関する知識を深めるため、引き続き啓発を行うことが必要です。	◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座に興味を持ってもらえるよう、必要に応じ、内容の見直しを行います。	健康・こども課（子育て支援係）	◆R7年度は要望がなく、出前講座の実施はありませんでした。	－	◆講座の内容に興味を持ってもらえるよう、要望を把握した上で、出前講座を実施していく必要があります。	◆出前講座に興味を持ってもらえるよう、必要に応じ、内容の見直しを行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県同和問題啓発強調月間に合わせて人権講演会、人権週間に合わせて人権まつりを開催することで、重点的な啓発を行います。 ◆講演会等を実施した際は、より興味や関心を持てるような内容づくりのためにアンケート調査を実施します。	生涯学習課（社会教育係）	◆福岡県同和問題啓発強調月間に合わせて人権講演会を開催し、人権週間に合わせて人権まつりを開催しました。 ◆講演会や人権まつりを開催した際に、イベント内容や意識変化に関してアンケート調査を行いました。	◎	◆実施方法など今後の内容を検討するにあたって、講演会等を開催する際にアンケート調査を実施します。	◆福岡県同和問題啓発強調月間に合わせて人権講演会、人権週間に合わせて人権まつりを開催することで、重点的な啓発を行います。 ◆講演会等を実施した際は、より興味や関心を持てるような内容づくりのためにアンケート調査を実施します。

2　地域福祉を担う人づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度 6	7	8	9	10	令和7年度　計画	所管課（係）	令和7年度　取組結果・実績	評価	今後の課題等	令和8年度　計画
55	3	(2)－①地域福祉を担う人材の確保や育成	民生委員・児童委員が行う研修の実施を支援し、知識や技術の向上を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員を対象として、様々な福祉サービス等に関する情報に関する研修の案内を行います ◆民生委員・児童委員定例会の際に、福祉のしおりを用いての勉強会を継続して行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆役員会、定例会において、研修の案内等のお知らせを行いました。 ◆新任の民生委員・児童委員に対し、福祉のしおりを用いて障がい者や高齢者への福祉制度やサービスについての勉強会を行いました。 ◆民生委員・児童委員の一斉改選後に、定例会で障がい者福祉のしおりを用いて、障害者手帳の制度及び障害福祉サービスに関する勉強会を開催する予定にしていましたが、開催することはできませんでした。	△	◆支援を必要としている人へ情報が行き届くよう、継続して民生委員・児童委員に対し研修、勉強会等を行います。	◆民生委員・児童委員を対象として、様々な福祉サービス等に関する情報に関する研修の案内を行います ◆民生委員・児童委員定例会の際に、福祉のしおりを用いての勉強会を継続して行います。
56	3	(2)－①地域福祉を担う人材の確保や育成	活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や地域の人を対象にしたボランティアに関する研修などの充実を図り、人材の育成に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆体操サポーター養成講座について見直しを行い、講座名を「ゲンキはつらつサポーター教室」へ、基礎コース5回から前期コース6回、実践者向けコース8回から後期コース8回へ、対象者を65歳以上の町民へ変更して、より参加しやすい教室に変更することで、主体的に活動に取り組む地域のリーダーをより多く育成します。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。また、新たにサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。	福祉課(高齢者支援係)	◆令和7年度より、事業名を「体操サポーター養成講座（初級・修了生コース）」から「ゲンキはつらつサポーター教室（前期・後期）」へ、事業対象者を「サポーター活動を行う（予定の）者」から「おおむね65歳以上の町民」へと変更して、より参加しやすい事業へ変更しました。前期（旧：初級コース）を8回後期（旧：修了生向けコース）を6回開催して、前期20人、後期49人が参加しました。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を1回開催し、28名が参加しました。なお、新たなサロン開始地区はありませんでした。	◎	◆引き続き活動のリーダーとなり得る人たちの支援を行っていく必要があります。	◆より参加しやすい教室を継続することで、主体的に活動に取り組む地域のリーダーをより多く育成します。 ◆地域交流サロン実施地区同士の交流会を開催します。また、新たにサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆りーどぼらんていあキッズでボランティアに関する学習や実践活動を通して、地域における福祉の学習や人材の育成を図ります。 ◆地域の人を対象にしたボランティアに関する講座を実施し、人材の育成を図ります。	生涯学習課（社会教育係）	◆りーどぼらんていあキッズ事業には、25人の小学生が参加し、研修7回、団体支援活動2回の全9回活動を行いました。海岸清掃や赤い羽根街頭募金協力などをとおしてボランティアについて学びました。 ◆地域の人を対象にボランティア養成講座を2回実施し、ボランティアについて考える機会を提供しました。	◎	◆個人・団体に関わらず、新たなボランティア人材の確保や育成につながるように情報発信や講座実施などを行う必要があります。	◆りーどぼらんていあキッズでボランティアに関する学習や実践活動を通して、地域における福祉の学習や人材の育成を図ります。 ◆地域の人を対象にしたボランティアに関する講座を実施し、人材の育成を図ります。
57	3	(2)－①地域福祉を担う人材の確保や育成	福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐリボンの会や配食ボランティアの八朔の会等の広報活動に協力します。 ◆ボランティア活動団体の紹介冊子について、あらゆる機会を捉えて高齢者に配布します。	福祉課(高齢者支援係)	◆社会福祉協議会と連携し、広報紙6月号から偶数月に芦屋町手をつなぐリボンの会の構成団体の紹介記事を掲載し、ボランティア活動への参加を促しました。 ◆65歳になった人に窓口で介護保険被保険者証を交付する際、ボランティア活動センターが作成したボランティア団体等の紹介冊子を配付することで、ボランティア団体等の活動内容を周知するとともに、活動参加を促し人材確保に努めました。	◎	◆ボランティア活動を含めた地域活動継続のため、新しい担い手の発掘・要請が求められています。	◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐリボンの会や配食ボランティアの八朔の会等の広報活動に協力します。 ◆ボランティア活動団体の紹介冊子について、あらゆる機会を捉えて高齢者に配布します。
				実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センターにコーディネーターを配置し、団体間の協働等をコーディネートするとともに、利用者の相談に応じます。また、ボランティアマッチングシステムの活用によりコーディネートの充実を図ります。 ◆住民へボランティア意識が浸透し、人材確保につながるよう、ボランティア団体の活動等について情報発信を行います。 ◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」に、団体の紹介記事を掲載します。	生涯学習課（社会教育係）	◆ボランティアコーディネーターが団体の相談に応じたり、新たにボランティアを始めたいという相談者に活動団体を紹介することで、団体の活動を支援しました。また、ボランティアマッチングシステムを整備し、コーディネート機能の充実を図りました。 ◆ボランティア人材の確保のため、ボランティア活動センターの通信紙「HAMAYOU」や広報あしやにボランティア活動センターの活動やボランティア啓発記事を掲載しました。 ◆通信紙に、団体の紹介記事を掲載しました。	◎	◆新たなボランティア人材の確保のため、各団体の活動内容やボランティアの募集等についての情報発信・周知が必要です。 ◆ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実が必要です。	◆ボランティア活動センターにコーディネーターを配置し、団体間の協働等をコーディネートするとともに、利用者の相談に応じます。また、ボランティアマッチングシステムの活用によりコーディネートの充実を図ります。 ◆住民へボランティア意識が浸透し、人材確保につながるよう、ボランティア団体の活動等について情報発信を行います。 ◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」に、団体の紹介記事を掲載します。